

障害者自立支援法に定める「市町村審査会」の委員の定数等を  
定める条例の参考例について

障害者自立支援法に定める「市町村審査会」（以下「審査会」という。）の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定めることとなっているが、今般、市町村における条例の制定の参考に供するため、以下のとおり条例の参考例を作成したので、管下市町村へ周知方願いたい。

参考例についての留意事項は次のとおりであるが、この参考例は条例の規定振りの一つの例を示したものであり、文言、形式等を拘束する趣旨のものではない。

〇〇市（区・町・村）市町村審査会の委員の定数等を定める条例

（審査会の委員の定数）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する〇〇市（区・町・村）市町村審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、〇〇人とする。

（委任規定）

第2条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市（区・町・村）長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

（準備行為）

2 審査会は、この条例の施行前においても、審査判定業務その他の必要な行為を行うことができる。

【留意事項】

- 1 〇〇市（区・町・村）市町村審査会の委員の定数等を定める条例（以下「審査会定数等条例」という。）は、
  - ① 審査会を広域連合や一部事務組合で設置する場合は、広域連合等で条例を制定すること。
  - ② 審査会を共同設置する市町村にあって、規約により定数を定めた場合については、構成市町村において特段の事情のない限り、条例の制定を必要

としないこと。

③ 審査会の審査判定業務を都道府県に委託する市町村においては、条例の制定を必要としないこと。この場合においては、都道府県において条例の制定が必要であること。

2 審査会定数等条例第2条の規定により定めることが想定される事項は、

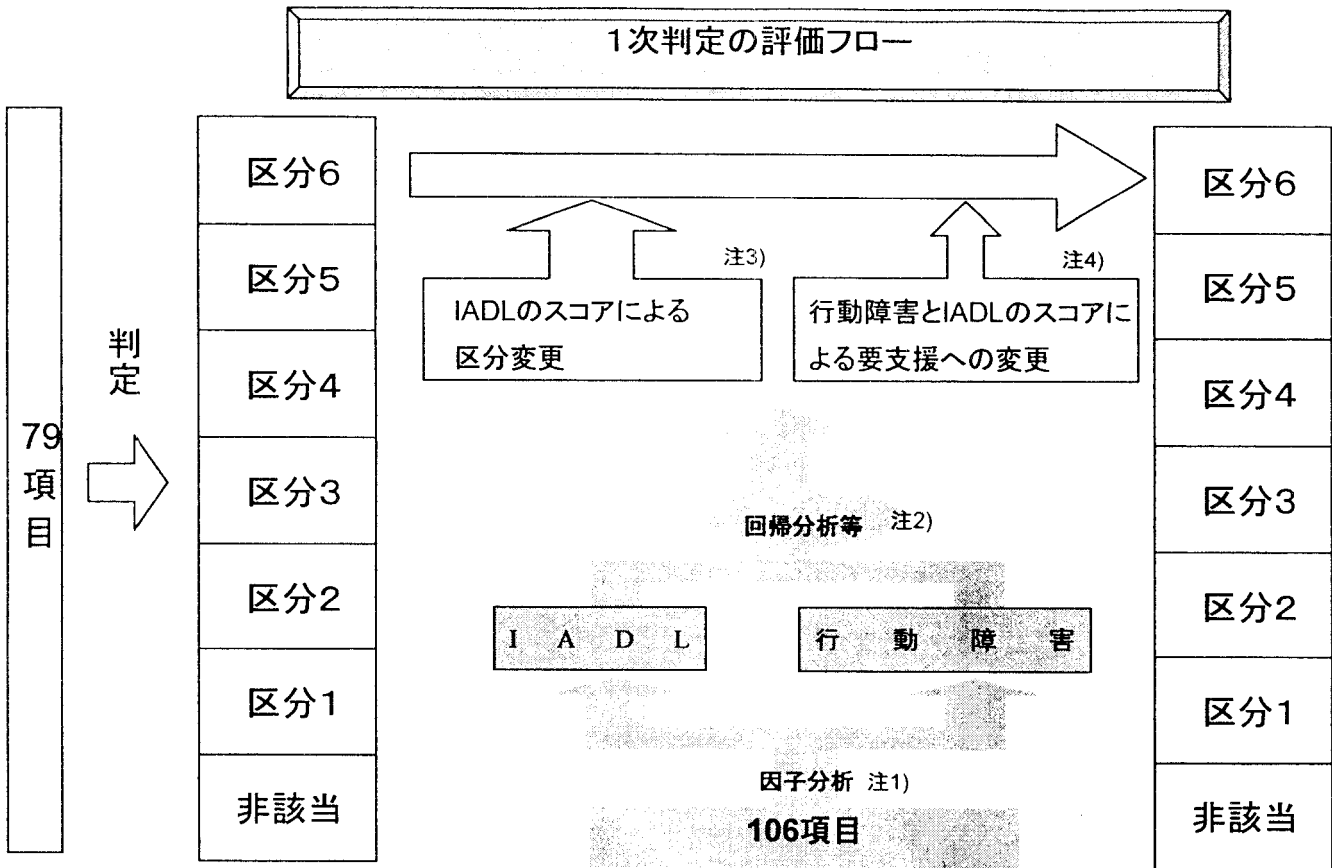
- ① 合議体の招集
  - ② 合議体の数
  - ③ 一合議体の委員数
- 等であること。

3 審査会定数等条例附則第1項には、各市町村における審査会の設置日を規定することが想定している。また、同附則第2項の規定は、障害者自立支援法附則第24条に基づく事前準備行為として当該事務を行うことができる旨、入念的に規定を置く趣旨のものである。

一次判定結果について

- ① 「障害程度区分認定等に関する省令（平成 年厚生労働省令第〇〇号）」第1条第1号から第6号の各号のイのいずれか該当する区分を一次判定結果とする。
  
- ② ただし、以下の条件を満たす場合は、①に基づく区分より、1段階又は2段階の重度の区分を一次判定結果とする。
  - ・ 表1に基づくIADLスコアについて、図に示す回帰分析を行った結果得られる変数〔X3〕が1以上1.5未満のとき第1段階、1.5以上の場合2段階の変更とする。
  
  - ・ 表1に基づくIADLスコアが1.28以上又は表2に基づく行動障害スコアが0.07以上の場合、非該当から区分1へ変更する。

図 1 次判定結果の算出方法



注1) 多くの因子の関連性を分析し、相関関係の高い因子を推定する分析手法

注2) 複数の変数を用いて回帰式を求め、その相関関係に基づき分析結果を予測する方法

注3, 4) スコアによる区分変更ロジック

[X1]～[X4]の変数については、以下の数値を当てる。

要介護	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
変数	7	6	5	4	3	2	1

1. 要介護認定調査項目を使用して要介護度[X1]を算出する。

2. IADLスコア(S1)、行動障害スコア(S2)を表1, 2に基づいて算出する。

3. 以下の数式に当てはめ、変数[X2]を算出する。

$$[X2]=0.6903*[X1]+0.1796*(S1)+1.1148$$

4. 以下の計算を行い、変数[X3], [X4]を算出する。

$$[X3]=[X2]-[X1]$$

○ [X3]<1の場合、

①[X1]=1(非該当)であり、S1>1.28 又は S2>0.07の場合、[X4]=[X1]+1

②上記以外の場合、[X4]=[X1]

○ 1≤[X3]<1.5の場合、[X4]=[X1]+1

○ 1.5≤[X3]の場合、[X4]=[X1]+2

5. [X1]、[X4]を一次判定の候補とし、区分として表記する:[X1]→[X4]

## IADLのスコア、行動障害のスコアの算出

表1 IADLスコア表

調理(献立を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳(運ぶこと)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除(整理整頓を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、7点満点(全項目が全介助)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

表2 行動障害スコア表

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
暴言や暴行	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
大声をだす	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
助言や介護に抵抗する	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
目的もなく動き回る	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
「家に帰る」等と言い落ち着きがない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
1人で外に出たがり目が離せない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
いろいろなものを集めたり、無断でもってくる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
物や衣類を壊したり、破いたりする	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
特定の物や人に対する強いこだわり	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
多動または行動の停止	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
パニックや不安定な行動	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				

※各項目の点数を総計した点数について、19点満点(全項目が最高点)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

## 認定調査結果を変更できないケース

以下の事項に基づいて認定調査の調査結果の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて変更を行うことができる。

### 1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

#### (1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

#### (2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

### 2) 根拠のない事項

#### (1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

## 二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項又は医師意見書の内容に基づいて介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は一次判定の結果の変更を行うことができる。

### 1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

#### (1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### (2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

### 2) 根拠のない変更

#### (1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

### 3) 介護に要する時間とは直接的に関係しない事項

#### (1) 年齢

審査対象者の年齢を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### (2) 行為に要する時間

ある行為について時間がかかっていることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

### 4) 心身の状況以外の状況

障害程度区分は、障害者の心身の状態を総合的に表す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（1）～（5）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害程度区分認定後、支給決定の段階において、障害程度区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

(1) 施設入所・在宅の別、住宅環境

施設入所しているか又は在宅であるか、あるいは審査対象者の住宅環境を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(2) 家族介護者の有無

家族介護者の有無を根拠として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(3) 抽象的な介護の必要性

特記事項又は医師意見書に、「介護の必要性が高い」等の抽象的な介護の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(4) 審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(5) 現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に介護サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。



(状態像)

○視覚障害 女性 50歳 夫と二人生活 夫は糖尿病で心疾患あり  
 ○日常生活は概ね自立しているが、外出には移動支援を利用

暫定区分 非該当	→	ク 1次判定 非該当	→	2次判定 区分1
-------------	---	------------------	---	-------------

1次判定

介護基準時間	23.8
食事	0.7
排泄	0.5
移動	1
清潔保持	4.2
間接	7.3
問題行動	0.4
機能訓練	3.2
医療関連	6.5

第1群(麻痺・拘縮に関連する項目)	調査結果
1-1 麻痺(左-上肢) 麻痺(右-上肢) 麻痺(左-下肢) 麻痺(右-下肢) 麻痺(その他)	
1-2 拘縮(肩関節) 拘縮(肘関節) 拘縮(股関節) 拘縮(膝関節) 拘縮(足関節) 拘縮(その他)	
中間評価項目点数	100

第2群(移動等に関連する項目)	調査結果
2-1 寝返り	
2-2 起き上がり	
2-3 座位保持	
2-4 両足での立位	
2-5 歩行	
2-6 移乗	一部介助
2-7 移動	
中間評価項目点数	87.5

第3群(複雑な動作等に関連する項目)	調査結果
3-1 立ち上がり	
3-2 片足での立位	
3-3 洗身	
中間評価項目点数	99.9

第4群(特別な介護等に関連する項目)	調査結果
4-1ア. じょくそう	
4-1イ. 皮膚疾患	
4-2 えん下	
4-3 食事摂取	
4-4 飲水	
4-5 排尿	
4-6 排便	
中間評価項目点数	100

第5群(身の回りの世話等に関連する項目)	調査結果
5-1ア. 口腔清潔	
5-1イ. 洗頭	
5-1ウ. 整髪	
5-1エ. つめ切り	
5-2ア. 上衣の着脱	
5-2イ. スポン等の着脱	
5-3 薬の内服	
5-4 金銭の管理	
5-5 電話の利用	
5-6 日常の意思決定	
中間評価項目点数	100

第6群(コミュニケーション等に関連する項目)	調査結果
6-1 視力	ほとんど見えず
6-2 聴力	
6-3 ア 意思の伝達	
6-4 ア 指示への反応	
6-5ア. 毎日の日課を理解	
6-5イ. 生年月日をいう	
6-5ウ. 短期記憶	
6-5エ. 自分の名前をいう	
6-5オ. 今の季節を理解	
6-5カ. 場所の理解	
中間評価項目点数	86.9

第7群(問題行動に関連する項目)	調査結果
7.ア 被害的	
7.イ 作話	
7.ウ 幻視幻聴	
7.エ 感情が不安定	
7.オ 昼夜逆転	
7.カ 暴言暴行	
7.キ 同じ話をする	
7.ク 大声を出す	
7.ケ 介護に抵抗	
7.コ 常時の徘徊	
7.サ 落ち着きなし	
7.シ 外出して戻れない	
7.ス 1人で出たがる	
7.セ 収集癖	
7.ソ 火の不始末	
7.タ 物や衣類を壊す	
7.チ 不潔行為	
7.ツ 異食行動	
7.テ ひどい物忘れ	
中間評価項目点数	100

6-3イ 本人の独自の表現方法を用いた	
6-4イ 言葉以外の手段を用いた説明理	

7ト 特定の物や人に対する強いこだわりが	
7ナ 多動または行動の停止が	
7ニ パニックや不安定な行動が	
7ヌ 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	
7ネ いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	
7ノ 他人に突然抱きついたり、振りまわたり物を投げてくることが	
7ハ 環境の変化により、突発的に過激な言動や行動が	
7ヒ 突然走っていきなくなるような突発的行動が	
7フ 暴食、過食、反すう等の食事に関する行動が	
7ヘ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	
7ホ のろろしいや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	
7マ 他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	
7ミ 日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないことが	
7ム 話がまとまらず、会話にならないことが	
7メ 真中が読まず、いわれたことまわりとさせないことが	
7モ 現実には合わず高く自己を評価することが	
7ヤ 他者に対して疑い深く拒否的であることが	

8-1 点滴の管理	
8-2 中心静脈栄養	
8-3 透析	
8-4 ストマ(人工肛門)の処置	
8-5 酸素療法	
8-6 レスピレーター(人工呼吸器)	
8-7 気管切開の処置	
8-8 疼痛の看護	
8-9 経管栄養	
8-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	
8-11 じょくそうの処置	
8-12 帯下(コンドームカテーテル、胃管カテーテル、尿路ストーマ等)	

9-1 調理(献立を含む)	
9-2 食事の配膳・下膳(運ぶこと)	
9-3 掃除(整理整頓)	
9-4 洗濯	
9-5 入浴の準備と後片付け	
9-6 買い物	見守り、一部介助
9-7 交通手段の利用	見守り、一部介助
9-8 文字の視覚的活用	見守り、一部介助

区分変更の例 一知的障害者 非該当 一区分Ⅰ

(状態像)

○60歳 女性 中度知的障害  
○金銭管理、電話の利用、掃除は一部介助。

暫定区分 非該当	→	新ロジック 1次判定 非該当	→	2次判定 区分1
-------------	---	----------------------	---	-------------

一次判定

暫定障害程度区分基準時間	23.2
食事	0.7
排泄	0.5
移動	1
清潔保持	4.2
間接	7.3
問題行動	0.4
機能訓練	3.2
医療関連	5.9

第1群(麻痺・拘縮に関連する項目)	調査結果
1-1 麻痺(左-上肢)	
麻痺(右-上肢)	
麻痺(左-下肢)	
麻痺(右-下肢)	
麻痺(その他)	
1-2 拘縮(肩関節)	
拘縮(肘関節)	
拘縮(股関節)	
拘縮(膝関節)	
拘縮(足関節)	
拘縮(その他)	
中間評価項目点数	100

第2群(移動等に関連する項目)	調査結果
2-1 寝返り	
2-2 起き上がり	
2-3 座位保持	
2-4 両足での立位	
2-5 歩行	
2-6 移乗	
2-7 移動	
中間評価項目点数	100

第3群(複雑な動作等に関連する項目)	調査結果
3-1 立ち上がり	
3-2 片足での立位	両かにつかまればできる
3-3 洗身	
中間評価項目点数	69.6

第4群(特別な介護等に関連する項目)	調査結果
4-1 ア. じよくそう	
4-1 イ. 皮膚疾患	
4-2 えん下	
4-3 食事摂取	
4-4 飲水	
4-5 排尿	
4-6 排便	
中間評価項目点数	100

第5群(身の回りの世話等に関連する項目)	調査結果
5-1 ア. 口腔清潔	
5-1 イ. 洗顔	
5-1 ウ. 整髪	
5-1 エ. つめ切り	
5-2 ア. 上衣の着脱	
5-2 イ.ズボン等の着脱	
5-3 薬の内服	
5-4 金銭の管理	一部介助
5-5 電話の利用	一部介助
5-6 日常の意思決定	特別な場合を除いてできる
中間評価項目点数	84.4

第6群(コミュニケーション等に関連する項目)	調査結果
6-1 視力	
6-2 聴力	
6-3 ア 意思の伝達	
6-4 ア 指示への反応	
6-5 ア. 毎日の日課を理解	
6-5 イ. 生年月日をいう	
6-5 ウ. 短期記憶	
6-5 エ. 自分の名前をいう	
6-5 オ. 今の季節を理解	
6-5 カ. 場所の理解	
中間評価項目点数	100

第7群(問題行動に関連する項目)	調査結果
7. ア 被害的	
7. イ 作話	
7. ウ 幻視幻聴	
7. エ 感情が不安定	
7. オ 昼夜逆転	
7. カ 暴言暴行	
7. キ 同じ話をする	
7. ク 大声を出す	
7. ケ 介護に抵抗	
7. コ 常時の徘徊	
7. サ 落ち着きなし	
7. シ 外出して戻れない	
7. ス 1人で出たがる	
7. セ 取集癖	
7. ソ 火の不始末	
7. タ 物や衣類を壊す	
7. チ 不潔行為	
7. ツ 異食行動	
7. テ ひどい物忘れ	
中間評価項目点数	100

6-3イ 本人の独自の表現方法を用い	
6-4イ 言葉以外の手段を用いた説明	

7f 特定の物や人に対する強いこだわり	
7g 多動または行動の停止が	
7h パニックや不安定な行動が	
7i 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	
7k いたり置ったり器物を壊したりなどの行為が	
7l 他人に突進したり、振り回すなどの行為が	
7h 環境の変化により、突発的に過激な反応を示すことが	
7c 突然走っていなくなるような突発的行動が	
7f 食、過食、反すう等の食事に関する行動	
7h 自分が興奮してしゃべったり、喉ごは思わぬから震下ることが	
7k 手洗いや、歯磨きの習慣のため、日常生活に制約がかかる	
7m 興奮と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	
7n 中絶にいたり、自衛に際しても何もないことが	
7m 話がまとまらず、会話にならないことが	
7k 集中が続き、いわれたことをやりとせないことが	
7e 現実には合わず高く自己を評価することが	
7y 他者に対して疑い深く拒否的であることが	

8-1 点滴の管理	
8-2 中心静脈栄養	
8-3 透析	
8-4 ストマ(人工肛門)の処置	
8-5 酸素療法	
8-6 レスビレーター(人工呼吸器)	
8-7 気管切開の処置	
8-8 疼痛の看護	
8-9 経管栄養	
8-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	
8-11 じよくそうの処置	
8-12 胃ろう(ゴーストチューブ)の管理、胃ろうチューブ、ウロステーマ	

9-1 調理(献立を含む)	
9-2 食事の配膳・下膳(運ぶこと)	
9-3 掃除(整理整頓)	見守り・一部介助
9-4 洗濯	
9-5 入浴の準備と後片付け	
9-6 買い物	
9-7 交通手段の利用	見守り・一部介助
9-8 文字の視覚的活用	

区分変更の例 - 精神障害者 非該当 → 区分1

(状態像)

○60歳男性、統合失調症患者。  
2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

暫定区分 非該当	→	新ロジック 1次判定 非該当	→	2次判定 区分1
-------------	---	----------------------	---	-------------

一次判定

暫定障害程度区分基準時間	23.8
食事	0.7
排泄	0.5
移動	1.0
清潔保持	4.2
間接	7.3
問題行動	0.4
機能訓練	3.2
医療関連	6.5

第1群(麻痺・拘縮に関連する項目)	調査結果
1-1 麻痺(左-上肢)	
麻痺(右-上肢)	
麻痺(左-下肢)	
麻痺(右-下肢)	
麻痺(その他)	
1-2 拘縮(肩関節)	
拘縮(肘関節)	
拘縮(股関節)	
拘縮(膝関節)	
拘縮(足関節)	
拘縮(その他)	
中間評価項目点数	100.0

第2群(移動等に関連する項目)	調査結果
2-1 寝返り	
2-2 起き上がり	
2-3 座位保持	
2-4 両足での立位	
2-5 歩行	
2-6 移乗	
2-7 移動	
中間評価項目点数	100.0

第3群(複雑な動作等に関連する項目)	調査結果
3-1 立ち上がり	
3-2 片足での立位	
3-3 洗身	
中間評価項目点数	99.9

第4群(特別な介護等に関連する項目)	調査結果
4-1ア じょくそう	
4-1イ 皮膚疾患	
4-2 えん下	
4-3 食事摂取	
4-4 飲水	
4-5 排尿	
4-6 排便	
中間評価項目点数	100.0

第5群(身の回りの世話等に関連する項目)	調査結果
5-1ア 口腔清潔	一部介助
5-1イ 洗顔	一部介助
5-1ウ 整髪	一部介助
5-1エ つめ切り	
5-2ア 上衣の着脱	
5-2イ スボン等の着脱	
5-3 薬の内服	
5-4 金銭の管理	
5-5 電話の利用	
5-6 日常の意思決定	
中間評価項目点数	100.0

第6群(コミュニケーション等に関連する項目)	調査結果
6-1 視力	
6-2 聴力	
6-3 ア 意思の伝達	
6-4 ア 指示への反応	
6-5ア 毎日の日課を理解	
6-5イ 生年月日をいう	
6-5ウ 短期記憶	
6-5エ 自分の名前をいう	
6-5オ 今の季節を理解	
6-5カ 場所の理解	
中間評価項目点数	100.0

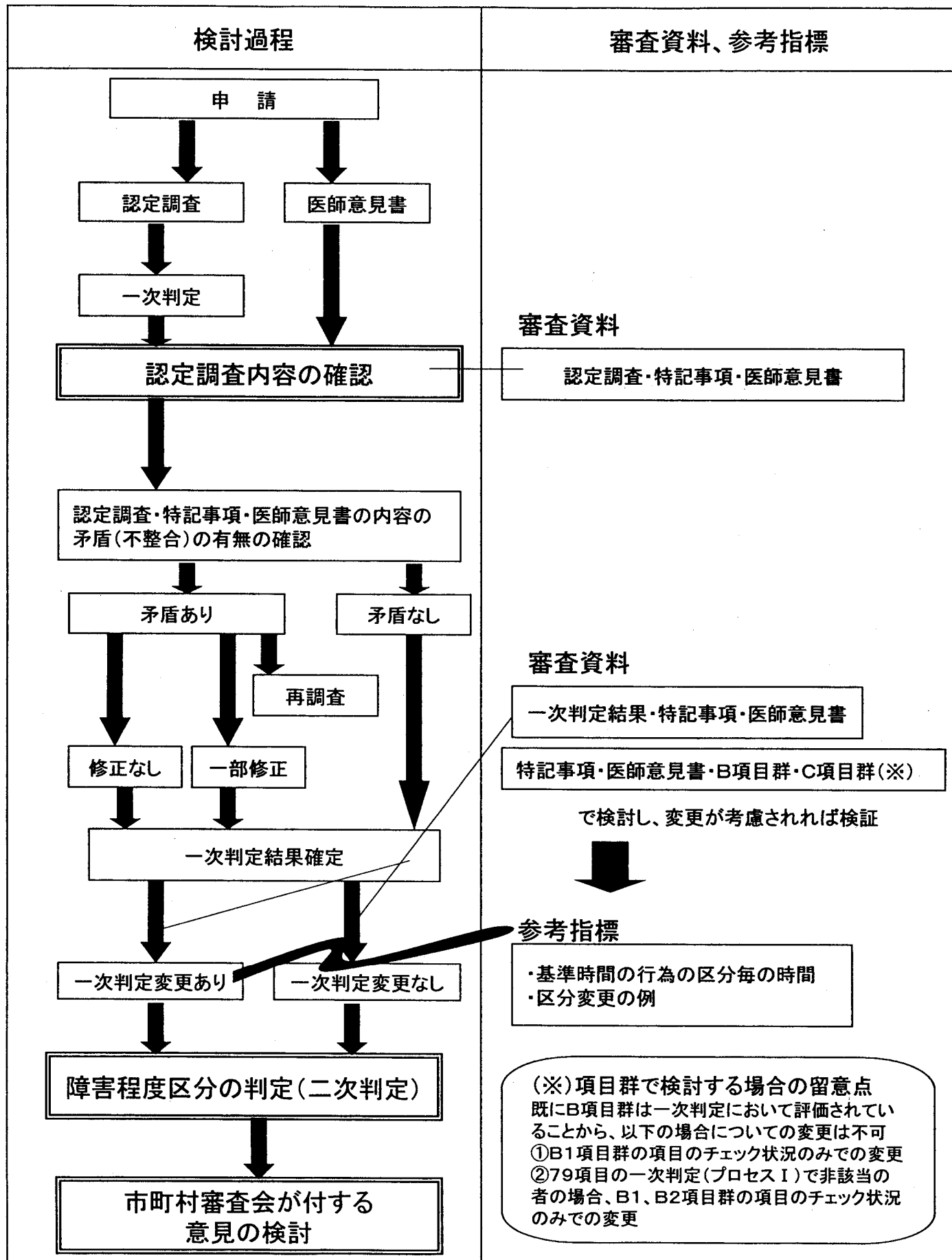
第7群(問題行動に関連する項目)	調査結果
7.ア 被害的	
7.イ 作話	
7.ウ 幻視幻聴	
7.エ 感情が不安定	
7.オ 昼夜逆転	
7.カ 暴言暴行	
7.キ 同じ話をする	
7.ク 大声を出す	
7.ケ 介護に抵抗	
7.コ 常時の徘徊	
7.サ 落ち着きなし	
7.シ 外出して戻れない	
7.ス 1人で出たがる	
7.セ 取集癖	
7.ソ 火の不始末	
7.タ 物や衣類を壊す	
7.チ 不潔行為	
7.ツ 異食行動	
7.テ ひどい物忘れ	
中間評価項目点数	100.0

6-3イ 本人の独自の表現方法を用いた意	
6-4イ 言葉以外の手段を用いた説明理解	

7ト 特定の物や人に対する強いこだわりが	
7チ 多動または行動の停止が	
7ニ パニックや不安定な行動が	
7ヌ 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	
7ネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	
7フ 他人に突然物をついたり、刺し物や物を投げてくること	
7ハ 器物の更化により、突発的に過激な行動をとることが	
7ヒ 突然走っていなくなるような突発的行動が	
7フ 異食、過食、反すう等の食事に関する行動が	
7ヘ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	
7ホ の手洗いや、服の着脱の難しさ、日常生活に時間がかかること	
7マ 暑さや寒さなどの不安や緊張のために外出できないこと	
7ミ 日中眠ってしまったり、自覚に際しても何もしないこと	ときどきある
7ム 話がまとまらず、会話にならないこと	
7メ 集中が続き、いわれたことをやりおかないこと	
7モ 現実には合わず高く自己を評価することが	
7ヤ 他者に対して疑い深く拒否的であることが	

8-1 点滴の管理	
8-2 中心静脈栄養	
8-3 透析	
8-4 ストマ(人工肛門)の処置	
8-5 酸素療法	
8-6 レスピレーター(人工呼吸器)	
8-7 気管切開の処置	
8-8 疼痛の看護	
8-9 経管栄養	
8-10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)	
8-11 じょくそうの処置	
8-12 け-ア(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロステーマ等)	

9-1 調理(献立を含む)	見守り・一部介助
9-2 食事の配膳・下膳(運ぶこと)	
9-3 掃除(整理整頓)	
9-4 洗濯	
9-5 入浴の準備と後片付け	
9-6 買い物	見守り・一部介助
9-7 交通手段の利用	
9-8 文字の視覚的活用	



## 認定関係資料の情報開示について

- 1 認定調査結果や医師の意見書をはじめ、認定調査や支給決定に使用した資料については、市町村事務に係る情報であるため、各市町村の情報公開条例等に基づき、各市町村の判断で開示するかどうかを決定することになると考える。
- 2 ただし、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」に定める考え方に基づけば、本人の個人情報である認定関係資料については、本人からの請求があった場合には、基本的に開示することが適当と考えられる。
- 3 なお、情報の開示のみを認めるものであり、その修正を認めたりするものではなく、また、意思決定の中立性が確保されないおそれがある場合には、決定前の開示を認めないことも考えられる。
- 4 さらに、医師の意見書については、本人に告知されていない病名等が記載されていることもありうるため、意見書を記載した医師と協議を行ったうえで開示か非開示かを決定することが必要と考えられる。
- 5 また、市町村審査会の議事録については、個別の委員がどのような発言を行い、判断を行ったかについてまで情報開示することは、市町村審査会の適正な運営が確保されなくなるおそれもあることから、発言した個人の委員が特定されないよう配慮することが必要と考える。

### 【参考】行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）

#### （開示請求権）

第12条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

#### （保有個人情報の開示義務）

第14条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 1 開示請求者（第十二条第二項の規定により、未成年又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三項、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 6 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの